川内村仮設診療所が開所

川内村仮設診療所(内科・歯科)がビッグパレットふくしま側の仮設住宅の敷地内に開設しました。(あさかの社ゆふね裏側) 受付時間 内科 平日 午前 8時30分から11時

午後 13時から16時30分

歯科 平日 午前 8時30分から11時

午後 13時から16時

また、電話番号は024-947-9030となります。

スタッフは(医師、看護師、事務員)は川内村国保診療所の 時と同じです。

内科医 鈴木 高 先生 歯科医 古内秀幸 先生

かえる。 かわうち かわら版。

川内村災害対策本部 平成23年10月19日発行

放射線内部被ばく検査(ホールボディカウンタ)等のお知らせ

11月から、ひらた中央病院で放射線内部被ばく検査体制が整備されます。

*対象者 村民で希望される方(原則として、福島県が行う県民健康管理調査に協

力できる方)

*検査内容 内部被ばく検査(ホールボディカウンタ)

外部被ばく検査(スクリーニング検査)

*検査料金 6,000円(本来の検査料金は12,000円ですが、避難者支援のために半

額で実施) 自己負担分は原子力損害賠償の対象となりますので、領収

書を保管下さい。

*検査月日 平成 23 年 11 月から 原則として土曜日の午後・日曜日

*申し込み先 川内村災害対策本部 介護医療班 電話0120-38-2119

024-946-8828

*一日に検査できる人数に制限がありますので、受診を希望される方は、必ず申し込んで下さい。

*内部被ばく検査です。9月に福島県立医科大学から送付されています県民健康管理調査の基礎調査は、原発事故後の外部被ばく線量の推計ができます。まだ、提出されていない方は、できる範囲の記入で結構ですから記入され提出されることをお勧めいたします。

借上げ住宅入居者の家庭訪問を行っています

村では、福島県県中保健福祉事務所の協力を得て、郡山の借上げ住宅にお住まいの方の家庭訪問を行っております。健康状況を確認し、必要に応じて保健・医療・福祉の相談等の対応も行っておりますので、お気軽にご相談ください。

左から、七宮ひろみ(保健師)、山崎泰子(保健師) 早尾千歳(看護師)

※県中保健福祉事務所のその他の職員(保健師等)が 訪問する場合もあります。



福島県議会議員一般選挙・川内村議会議員一般選挙の投票日は11月20日

投票日・期日前投票について

11月20日(日)は福島県議会議員一般選挙・川内村議会議員一般選挙の投票日です。選挙当日の投票所は次のとおりとなります。有権者の皆さんは、どちらか最寄りの投票所で投票してください。

日 程	時 間	場所
11月20日(日)	午前 7:00~午後 6:00	ビッグパレットふくしまAホール
11月20日(日)	午前 9:00~午後 5:00	川内村役場応接室

〇期日前投票をする場合(期間:11月11日~19日)

投票日に仕事や旅行などのため投票できない方は期日前投票をすることができます。期日前 投票所は次の5か所となります。日程をご確認の上、入場券を持ってお出かけください。

日 程	時 間	場所	
11月11日(金)~11月19日(金)	午前 8:30~午後 8:00	ビッグパレットふくしまAホール	
11月13日(日)	午前 10:00~午後 3:00	川内村役場応接室	
11月14日(月)	午前 10:00~午後 3:00	郡山市若宮前仮設住宅集会所	
11月15日(火) 午後1:00~午後3:00		いわき市四ツ倉町 鬼越仮設住宅 談話室	
11月16日(水)	午前 10:00~正午	航空自衛隊大滝根分屯基地 隊舎内	

有権者の皆さんへ 転居届のお願い

郵便局ではお近くの当社支店または郵便局の窓口に転居届を出しておくだけで、1 年間、旧住所あての郵便物等を新住所に無料で転送するサービスをおこなっています。まだこの手続きをされていない方は、同封した「転居届」に記入し郵便ポストへ投函するか、郵便局でお手続きくださるようご協力お願いいたします。

投票所(期日前投票所)に来るのが困難な方へ ※不在者投票をする場合

※不在者投票をする場合

遠方に避難しているために期日前投票所や投票所へ行くことができない方は、現在お住まい (避難先)の市町村で不在者投票を行うことができます。不在者投票をされる方は、村選挙管理 委員会へ請求していただく必要があります。

手順	後日送付する「宣誓書(請求書)」に記載例を参考にご記入のうえ、返信用の
1):	封筒によりご返送ください。(※11月上旬に避難先の世帯主へ発送予定)
手順 ②:	「宣誓書(請求書)」が、川内村選挙管理委員会に到着後、所定の審査を行い、 「投票用紙」をご本人へ送付します。
手順 ③:	投票用紙がお手元に届きましたら、現在お住まい(避難先)の市町村の選挙管 理委員会で不在者投票ができます。

※市町村の選挙管理委員会以外で投票すると無効になりますのでご注意ください。 なお、送付された投票用紙等の入った封筒は開封しないで選挙管理員会にお持ちください。

※投票後は、現在お住まい(避難先)の市町村の選挙管理委員会が投票用紙を川内選挙管理委員会まで送付されます。

※郵送に時間がかかりますのでお早めに請求及び投票をお願いします。

○郵便等による不在者投票をする場合

郵便等による不在者投票は、身体障害者手帳か戦傷病者手帳をお持ちの選挙人で、次の (1)又は(2)に該当する方又は介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護 5」 の方に認められています。

- (1)身体障害者手帳に両下肢、体幹、移動機能の障害の程度が1級又は2級である者として記載されている者。身体障害者手帳に心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害の程度が1級又は3級である者として記載されている者。身体障害者手帳に免疫、肝臓の障害の程度が1級から3級である者として記載されている者。手帳の記載では該当するかどうかわからないときは、村選挙管理委員会にお問い合わせください。
- (2)戦傷病者手帳に両下肢、体幹の障害の程度が特別項症から第 2 項症である者として記載されている者。戦傷病者手帳に心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害の程度が特別項症から第 3 項症である者として記載されている者。手帳の記載では該当するかどうかわからないときは、村選挙管理委員会にお問い合わせください。

詳しくは、川内村選挙管理委員会事務局電話(0120-38-2119)までお問い合わせください。

除染の進め方の講演会開催について

本村では、緊急時避難準備区域の解除に伴い、帰村の時期や除染作業などを網羅した復旧計画を策定し、過般その説明会を村内や郡山市、いわき市などで開催しました。今後、帰村に向けては放射性物質を除去する「除染」を行うことになりますが、その前段として効果的、効率的な除染の進め方について、専門家をお招きして講演会を開催することになりました。

村民の皆さんにも是非、ご聴講していただき、今後の除染作業の参考にしていただければと 思います。

なお準備の都合もありますので、参加される皆さんは、11月1日まで総務班(0120-38-2119)に電話でお申し込みください。

○講演会開催

①実施日時:11月 8日(火)午後1時30分から3時30分まで

②実施場所:ビッグパレットふくしま Aホール

③講師先生:(財)日本原子力文化振興財団からの派遣講師

井上 正先生(福島県除染アドバイザー)

「薄手の毛布」配布のお知らせ(11月20日まで)

村では、皆様へ「薄手の毛布」を一人1枚ずつお配りいたしますので、郡山市内に住んでいる皆さんはビッグパレットCホールでお受け取りください。また、近隣の市町村に住んでいる皆さんも郡山市に来られた場合は、是非立ち寄ってお受け取りください。期間は11月20日までとなります。郡山に来れない場合は、災害対策本部までご連絡下さい。

また、暖房機器(電気こたつ等)については、村からの給付はありませんのでご了承下さい。 なお、厚生労働省では、被災地の応急仮設住宅に限って、建物の構造上(プレハブ)から防寒 対策を検討していますので、決まりしだいお知らせいたします。

インフルエンザワクチンの助成について

生後6か月~中学生までのインフルエンザワクチンの接種について、日本ユニセフ協会が助成を検討しております。決まり次第お知らせいたしますので、接種を希望される方は領収書を保管ください。

障がい者支援について

福島県は被災した障がいのある子どもさんを対象に「被災した障がい児に対する相談・援助事業」 を障がい児支援の専門家団体に委託して実施しています。

○浜通りへ避難またはお住まいの方

(相双圏域を拠点)

「はまっ子くらぶ」

委託先:一般社団法人日本発達障害ネットワーク

障がい児放課後支援「ゆうゆうクラブ」内

電話:080-2384-2720

※放課後支援と専門家による相談を中心に支援しています。

暮らしと仕事に大きな安心を

休職活動中の生活と就労等のご相談に応じて関係機関と連携して様々な支援を行います。

- ○生活資金に関する相談
- ○住居確保に関する相談
- ○就職支援に関する相談
- ○能力開発に関する相談

【福島窓口】 コラッセふくしま2F TEL024-525-2510 開所時間 月曜日〜土曜日 10時〜18時30分 ※水曜日・日曜日は休所

【郡山窓口】 ふくしま地域共同就職支援センター内 TELO24-995-5057 開所時間 月曜日〜金曜日 8時30分〜17時 ※土曜日・日曜日は休所電話による相談も対応しております。お気軽にご相談下さい。

福島県弁護士会による被災者支援活動

震災・原発無料電話相談(相談料は無料ですが、通話料かかかります)

対 象 震災・原発で被災された方

受付時間 平日14時~16時

電話番号 024-534-1211 024-925-6511 0242-27-2522 0246-25-0455

震災・原発無料面談相談(予約制)

対 象 震災・原発で被災された方

実施場所 福島 二本松 郡山 白河 会津若松 いわき 相馬の7箇所

予約方法 平日10時~16時まで 0120-700-791まで連絡下さい。

原発事故被害者救援支援センター

対 象 原発事故で被災された方

支援内容 原発事故の被害者救済を支援するため、弁護士を紹介いたします。センターが紹介 した担当弁護士にお客様からご連絡していただき、ご予約の上、担当弁護士の事務

所にて相談あるいは依頼となります。(相談は3回まで無料)。

受付窓口 平日10時~15時まで 024-533-7770

子宮がん検診・骨粗鬆症検診

期 日 11月17日(木)

受 付 午前8時30分~10時30分まで

場 所 ビッグパレット Bホール

対 象 子宮がん検診…20歳以上の女性 骨粗鬆症検診…30歳以上の女性

料 金 子宮がん検診→無料 骨粗鬆症検診→無料

13 1414214417107 1111111

*すでに申し込まれた方には、後日受診録を送付します。申し込みをされていない方は11月7日(月)までに災害対策本部 介護医療班 **な**0120-38-2119へご連絡ください。

井戸水等モニタリング調査結果

「ND」とは、測定結果が検出下限値と下回ったことを指します。

検出下限値は、測定機器や測定条件により測定ごとに異なりますが、この結果においては概ね 5Bg/kg前後です

※原子力安全委員会が定めた「飲料摂取制限に関する指標」飲料水の場合

放射性ヨウ素 300Bg/kg 放射性セシウム:200 Bg/kg

採取日	場所	水源の種類	検査結果
9/23	下川内字マリ山	井戸水	ND
9/25	下川内字マリ山	表流水	ND
9/27	上川内字前谷地	表流水	ND
9/29	上川内字綱木	表流水	ND
9/30	上川内字町分	井戸水	ND
9/30	上川内字古町	表流水	ND
9/30	下川内字手古岡	井戸水	ND
9/30	下川内字手古岡	表流水	ND
10/4	上川内字糠馬喰	井戸水	ND

採取日	場所	水源の種類	検査結果
10/4	上川内字清水洞	井戸水	ND
10/4	上川内字早渡	井戸水	ND
10/6	上川内字後谷地	井戸水	ND
10/6	上川内字後谷地	表流水	ND
10/6	上川内字大平	表流水	ND
10/7	上川内字下原	井戸水	ND
10/7	上川内字下原	井戸水	ND
10/7	上川内字高見曾根	井戸水	ND

野生動物(イノシシ)の肉における放射性核種の濃度測定結果について

福島県では、福島県野生鳥獣保護管理検討会を開催し、狩猟や有害捕獲の安全性等について検討しています。民間の研究機関から提供された、野生動物(イノシシ)の体内における放射性核種の濃度測定結果によると、食肉の放射性物質に関する暫定規制値(放射性セシウムの場合1kg当たり500ベクレル)を越えている地域がありました。

イノシシは自家消費されることがありますが、<u>相双地区、県北地区、県中地区におけるイノシシの自家消費は控えるようにしてください。</u>その他の地域においては慎重に対応するようにしてください。

イノシシの体内における放射性核種濃度測定結果

採取月日	捕獲場所	性別	年齢	筋肉内 Cs-	筋肉内 Cs-	Cs2 核 種合計	体重 (kg)	体長 (cm)
				Bq/kg	Bq/kg	Bq/kg		
7/1	相馬市	우	成獣	598	612	1, 210	23.0	98
7/19	二本松市	87	成獣	1,611	1, 463	3, 074	91.0	150
8/10	南相馬市	우	成獣	1,606	1,615	3, 221	31.0	110
8/29	二本松市	우	成獣	179	485	664	68.0	110
8/29	福島市	8	成獣	1, 173	1, 275	2, 448	28.0	87
7/30	郡山市	87	成獣	27	31	58	80.0	140
5/31	白河市	우	成獣	65	82	146	80.0	
8/10	天栄村	우	成獣	175	476	651	70.0	
8/20	西郷村	8	成獣	165	212	377	20.0	

東日本大震災に係る火葬費用の取扱いについて

東日本大震災の災害発生時に県内市町村に居た方で、震災と関係がある死と認められる方を、 災害による混乱のため御遺族が火葬した場合、災害救助法の適用対象となって、その費用が国 庫負担となりましたので、すでに御遺族が支払われている費用を返還いたします。

○対象者

「震災と関係がある死」と認められる方で、次のような場合を対象とします。

- (1)津波や地震に伴う土砂崩れ等により亡くなった方
- (2) 避難所で亡くなった方
- (3) 搬送された病院や社会福祉施設等で亡くなった方

〇対象期間等

災害による混乱のため御遺族が実施したもので、平成23年3月11日の災害発生後から7月31日までに火葬したものを対象とします。

○対象経費等

- (1) 火葬費用、棺(付属品も含む)、骨壺・骨箱、遺体安置料(遺体保存のための資材代も含む) 及び遺体搬送料。これらのうち福島県が必要と認めるもの。
- (2)大人(満12歳以上)の場合、201,000円以内、小人の場合(満12歳未満)160,800円以内を原則とします。
- ※ 式典費用(祭壇、供花、酒代)は対象外とします。

〇申請書類

- (1) 埋葬代金に係る代理受領承諾申請書(様式1) ※委任した埋葬業者等ごとに作成し、埋葬業者等から署名押印等が必要です。
- (2) 火葬報告書・火葬費用明細書(様式2)
- (3) 火葬許可証の写し
- (4) 火葬場使用料の領収書の写し
- (5) 葬祭業者からの領収書及び費用明細書の写し
- (6) 死亡診断書(又は死体検案書)の写し
- (7) 申立書(様式3)
 - ※災害との関連性を確認するため被災後の経緯を記載してください。
- (8) 口座振込先(様式4)及び預金通帳の写し
 - ※口座番号・口座名義人が分かる通帳のコピーを添付してください。
- 上記の受付期間は、8月15日から11月30日までとします。
- 【問い合わせ先】川内村災害対策本部 住民班 140120-38-2119

火葬料金の助成について

この度の東日本大震災及び原発事故により双葉地方の火葬場「聖香苑」が使用できず、双葉郡外の火葬場を使用すると区域外のため通常より料金が高くなります。そのため村では、震災後亡くなられた方の火葬を行った場合、火葬料金の一部を助成いたします。助成金額は、12歳以上の場合で、支払った火葬料金から 15,000 円を差し引いた額において 80,000 円を上限に助成いたします。詳しくは役場住民班(TelO120-38-2119)までお問い合わせください。

なお、災害救助法の適用により埋葬費用の助成を受けられた方は対象外となりますのでご了承ください。

川内村税の減免について

(村県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税・介護保険料)

東日本大震災及び原子力災害により、住民の生活の安定、かつ維持のため平成 23 年度の住民税、固定資産税、軽自動車税、介護保険料の村税等の免除、軽減の措置を実施します。

村県民税

平成 22 年中の合計所得金額	減免割合		
500 万以下	全 額		
500万円を超え750万以下	2分の1		
750 万円を超え 1,000 万円以下	4分の1		

固定資産税

土地・家屋については、全額免除とします。

償却資産については、東日本大震災及び原子力災害により、事業の用に供していないものが 減免の対象となります。なお、償却資産の減免には、申請書の提出していただくことになりま す。申請書は後日送付予定です。

軽自動車税

平成23年9月1日現在において指定されている、警戒区域または緊急時避難準備区域原動機付自転車、軽自動者車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車に係る軽自動車については全額免除します。

国民健康保険税

警戒区域または緊急時避難準備区域の世帯は、国民健康保険税は、減免となります。

介護保険料

平成23年9月1日現在において指定されている、警戒区域または緊急時避難準備区域に住所を有する介護保険法第9条第1号に規定する第1号被保険者に対して課する介護保険料を全額免除します。

全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間

法務省人権擁護局と全国人権擁護委員連合会は、11月14日から11月20日までの7日間、全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間として、夫・パートナーからの暴力やセクハラ、ストーカーなど女性の抱える人権問題について、電話相談を実施します。相談は、人権擁護委員及び法務局職員が応じます。相談は無料で秘密は守られますのでお気軽にご相談ください。

なお、強化週間の期間以外の日(土・日・祝日を除く。) においても、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで、相談に応じていますので、ご利用ください。

期 間 平成23年11月14日(月)から11月20日(日)

時 間 午前8時30分から午後7時まで

(ただし、11月19日(土)・11月20日(日)は午前10時から午後5時まで)

電話番号 0570-070-810(全国共通ナビダイヤル)

問い合せ 福島地方法務局人権擁護課(TLO24-534-1994)

住民票・印鑑証明・戸籍謄抄本等の交付について

住民票・印鑑証明書・戸籍謄本等の証明書について、郵送により請求ができます。 郵送請求の手続きについては次のとおりです。

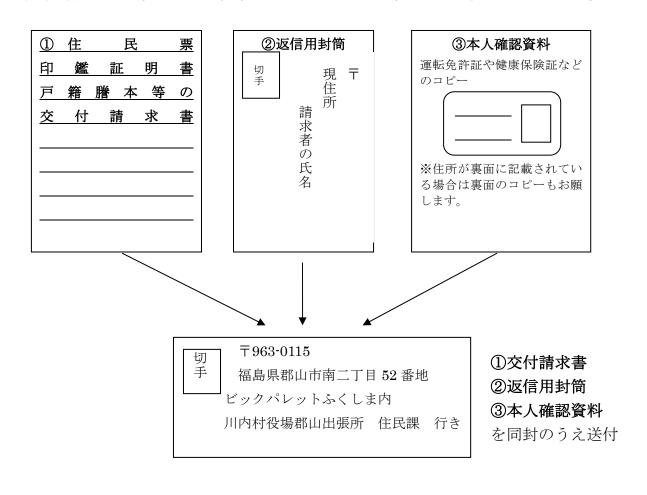
【証明書の郵送請求の方法】

住民票、印鑑証明書、戸籍謄本等の交付請求書に必要事項を記入し、本人確認資料(運転免許証又は健康保険証のコピーなど)と返信用封筒に郵便番号と現在住んでいる住所(避難先)を記載し切手を貼って同封の上、下記送付先に郵送請求してください。印鑑証明書の請求にあたっては印鑑登録証(カード)のコピーも一緒に同封してください。料金は、被災者を対象に無料となります。

送付先 **〒**963-0115

福島県郡山市南二丁目52番地 ビッグパレットふくしま 川内村役場郡山出張所 住民課 行き

- ※なお、相続などで除籍謄本等が必要なときは、請求者と必要な除籍謄本等に載っている方と の関係が分かる戸籍謄本等の写しが必要になる場合があります。
 - ※不明な点がある場合は住民課(TeO24-946-3375)までお問い合せください。



農地の草刈りについて

田や畑の農地は東京電力福島第一原子力発電所事故以来、放射性物質の飛散による土壌汚染を懸念し耕起等の自粛をお願いしてまいりました。

この不耕作・不耕起による荒廃した農地を復旧するため、村では草刈り機具(フレールモア・スライドモア)を購入し、各中山間集落協定(8 区を除く)に貸与いたしましたので各集落協定で草刈り(刈った草はその圃場内で管理して下さい)を行って下さい。

耕起(土の耕し)につきましては放射性物質のまん延に繋がる恐れがあるため、行わないで下さい。

なお、機械による作業ができない場所については、各集落協定で作業員を募集する予定です ので、詳しくは集落協定代表までお問い合わせください。

※平成 24 年産米の作付に関しましては 12 月中に農林水産省より指示がありますので追ってお知らせいたします。

IAふたばからのお知らせ

このたびの東日本大震災及び福島第一原発事故につきましてお見舞いを申し上げます。 今般、当 JA では災害により延期しておりました第13回通常総代会を開催することと致しま した。

つきましては、下記日程により方部別座談会を開催いたしますので、ご多忙のところ誠に恐縮 とは存じますが、最寄の開催場所にご出席たまわりますようご案内申し上げます。

記

方部名	開催日時	開催場所	住所
会津	11月9日 (水) 10時	会津稽古堂	会津若松市栄町3-50
郡山	11月10日(木) 13時30分	ホテルハマツ	郡山市虎丸町3-18
いわき	11月11日(金) 13時30分	いわきゆったり宿	いわき市常磐湯本町上浅見22-1
福島	11月14日(月) 13時30分	パルセいいざか	福島市飯坂町字筑前27-1

問い合せ JAふたば総務部 024-554-3095

川内村災害対策本部

〒963-0115郡山市南2丁目52ビッグパレットふくしま内 TEL0120-38-2119/FAX024-947-8531 http://www.kawauchimura.jp

